

1. 議事日程（令和元年第2回北広島町議会臨時会）

令和元年7月10日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第50号 工事請負契約の変更について
(橋梁維持修繕工事〔胡子橋〕)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田 芳晴	2番 美濃 孝二	3番 真倉 和之
4番 湊 俊文	5番 敷本 弘美	6番 森脇 誠悟
8番 山形 しのぶ	9番 亀岡 純一	10番 梅尾 泰文
11番 室坂 光治	12番 服部 泰征	13番 伊藤 淳
14番 中田 節雄	15番 大林 正行	16番 宮本 裕之

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野 博司 副町長 中原 健 教育長 池田 庄策
芸北支所長 清見 宣正 大朝支所長 竹下 秀樹 豊平支所長 益田 智幸
総務課長 畑田 正法 財政課長 植田 優香 建設課長 川手 秀則

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本 伸次 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） おはようございます。省エネ、節電対策の取り組みの一環として、本会議においても服装をクールビズに努めることとしております。暑い方は上着をとっていただいても結構です。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は15名です。定足数

に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、伊藤議員、14番、中田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第50号 工事請負契約の変更について

- 議長（宮本裕之） 日程第3、議案第50号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案集の1ページをお願いします。議案第50号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、橋梁維持修繕工事胡子橋について、工事請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めます。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 議案第50号、工事請負契約の変更について、建設課からご説明申し上げます。議案書1ページ、2ページをご覧ください。内容について説明いたします。1、工事名、橋梁維持修繕工事（胡子橋）。2、工事場所、北広島町春木。3、変更請負金額6209万7840円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額459万9840円。）4、今回変更による増額3002万1840円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額222万3840円。）5、請負者、広島県山県郡北広島町有田819番地1、株式会社千代田工務店金本秀明でございます。今回の増額変更の主な理由でございますが、鋼橋主桁の塗り替え塗装工において、旧塗膜から有害物質である鉛が検出されたため、素地調整の工程において、物理

的処理から化学的処理に変更することにより、工事費が増額となるものでございます。なお、今回の増額分につきましては、繰越明許予算で対応するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。先ほどの全員協議会でも伺いましたが、本会議という大事な場でもありますので、併せて、さらに伺います。鉛が検出されたために工事に変更になったということですが、先ほど伺いますと、平成26年5月30日に厚労省が出した、鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止についてという通達が出ているわけですが、この通達が発注者である町も、また設計者、詳細設計を行った設計者も知らなかったと、指示がなかったということが明らかになりました。詳細はやりませんが、もしこれが分からず工事が行われている場合は、作業員に対する健康被害や環境への影響が大きく出るおそれがあったのではないかと危惧されます。そのため、これは橋梁というか建築物の鉛等の塗装だけのことでありますが、通達というのはさまざまあります。建設課だけではありません。行政が行うに当たって、国・県からの大事な通達について知らなかったということがあってはならないことだと思います。ですから、今回の対応及び今後の措置、対応について、先ほどは町長は一言もありませんでしたので、きちっと整理をされて、今後、どういう所見持っておられるのか、全町民の皆さんに、3000万円という税金を追加するわけですから、きちっと、また建設だけじゃなくて、全行政に関わる問題ですので、町長の所見を言うべきじゃないかと思えます。どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今回は契約の変更につきまして議会にお諮りをするものであります。3000万円程度の増額ということでありまして、大きな金額であるというふうに思っておりますが、これは平成28年に改正された法律にのっとり、環境問題、あるいは作業者の健康問題、そこらを考慮した中では、こういった工法を取らなければならないということでありまして、そうした法に準拠した形で増額の契約をお願いをするものであります。これから当然、こういった過去に鉛等を使った塗料が塗られているという案件もある可能性は十分だというふうに思っておりますので、今後は、設計段階で当然その調査をして、設計の中に入れ込んでいくという形になろうと思えます。今回、平成26年度に通達があったということでありまして、それを見逃しておいたら、非常に反省をしなければならぬというふうに思っております。これについても、もう少し時間をいただいて調査をしていきたいというふうに思っておりますけれども、各省から出てくるもので、建設関係の省から出てきたのであれば、建設課のほうへいくということになりますけれども、今回のケースは、それが違うところ、厚労省あるいは環境省、そこらあたりから出て、通達が出ていた可能性があるんじゃないかと思えますので、その辺は、もう少し調べさせていただこうというふうに思えます。いずれにしてもそういったことがないような形で、今後取り組ませてもらおうというふうに思えます。よろしく申し上げます。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。今回の契約の変更について、議会のほうに提案されたのが、工事請負総額が5000万円を超えたから提案するんだというふうなことであり

うと思います。もともこの請負代金額は、今日の議案書を見ましても、3207万6000円という金額から6209万7840円に金額が変更して、その変更になる金額、増額になる金額が3002万1840円、パーセントにして93.6%の増ですよということで、非常にびっくりする数字の並べ方になっているんですが、先ほど課長の説明で、繰越明許ということで、前年度にあった予算を次の年度に繰り越すよということが、今の言葉の中にはありませんでしたが、少し金額的なものを工事費全体の流れの中で、もっと分かりやすく、最終的には、金額を6200何万になるんですが、最終的には不足なのか残るのかという金額的な流れをもう少し詳しく教えて、報告をいただきたいと思います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 橋梁維持修繕工事胡子橋につきましては、平成31年に契約をしておりましたが、工事が完了しない見込みから、平成31年度に明許繰越予算として執行しております。前払金として1200万円は30年度現年で支出をしております。明許繰越予算として5200万円予算化をしております。現在その前払金以外の残りの完成払分につきまして、2007万6000円を現在、負担行為を行っております。したがって、現在の予算配当残額は3192万4000円ございます。今回の変更増が3002万1840円でございますので、残りが190万2160円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そこまでの説明をいただかないと、本来、予算のないものを増額をしたのかなということで、大変な提案がなされたなというふうな状況になるんで、今の説明を聞きまして、繰越明許で次の年に繰り越したよと、その分の中に全体的な支払いができるパイはあったよというふうにお聞きをしたんで、安心をしたところであります。以上です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃です。先ほど町長は、この工事は建設課であって、通達は厚労省か環境省かという話で、直接来ていないじゃないかというような受け止めはしたんですけども、そもそも通達というのは、町でどう扱っているのかというのが非常に心配になりました。今後調べるということですが、こういうことはあってはならないことであって、もっと真剣に受け止めるべきじゃないか。先ほどの答弁では、そういう姿勢が感じられない。よって、通達そのもの、国県からの通達は誰が管理して、どういうふうに徹底されているのか、また、先ほどの受け止めについて、町長に伺います。

○議長（宮本裕之） 副町長。

○副町長（中原 健） この件に関しまして、いろいろと通達出ているというふうにお聞きしました。私たちが把握してない部分もあったのかというふうに思いますので、大変申し訳なく思っております。先ほど聞かれました通達管理につきましては、各課がそれぞれ所管の通達について管理しているということでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今、副町長が通達については各課が所管をして管理すると言われましたが、町長の先ほどの答弁では、建設課が厚労省の通達を受けとめるのが無理だったかのような印象を受けたんです。そうすると、こういう通達は、建設にいつて徹底される、また、複数の各課に徹底されるという機構がこの町にはないということになるんでしょうか。これでは今後非常に心配になります。町長の受け止めが弱いんじゃないかと、先ほど私言いましたけども、答弁

がありませんでした。これが町長の考えている実態かなと思いますので、そうでない場合は、やはりはっきりと再答弁をお願いします。

- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 先ほど申し上げましたように、この実態がどうなっているかというものをしっかり調査をしてまいりたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 9番、亀岡です。先ほどの建設課長の話、町長の話だったかな、28年度法律改正で、これがこういうことが、今回の事案に関係してくるということが分かったという話がありましたけども、その法律について、改正について詳しく説明をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 法律につきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律でございまして、平成28年8月に施行されたものでございます。これにつきましては、主にポリ塩化ビフェニル、PCBと呼ばれるものが有害物質であるということが広く認識をされておまして、特別に適正に管理・処分をなされなければならないということになってございます。その一般塗装、鋼橋などに塗られておりました一般塗装系の塗料の中にもPCBとか鉛とかクロムとか、そういう有害物質であるものが含まれておった時代があったということが分かってきておりますので、そういったことにおいて、その鋼橋の塗りかえ塗装においてもそういったことを配慮しなければならないということになっております。それから有害物質が見つかった場合は、この法律もさることながら、労働安全衛生法、それから今回のように鉛が検出されたときには、鉛中毒予防規則ということにのっとりまして、その周辺の環境に配慮する、それから作業員の健康被害につながらないような方法でのそういう除去方法になっております。それから回収した処分も適正に特別に管理するということになってございます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。私も毎回、こういった追加はあまり好きじゃないので、また今回も聞くんですけど、もうこれは工事を終わってて、一応その期間は変更ないということなんですけど、コンサルタントにお金払っていらっしゃるわけですね。コンサルタントもその責任とかはないんですか。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 詳細設計については、事前の橋梁点検に基づきまして、健全性が悪い、早期に改善を措置する、講ずべき必要があるということで詳細設計をしておりますけれども、その詳細設計の中には、健全性の悪いもの、ここに鉄筋が露出しているよとか、ここにひび割れがある、膨れがある、かけりがあるとか、そういうことの目に見えるものの症状、状態を図面化し、数量を拾い、積算、設計に反映していくということになってございまして、今回のように、塗料の中の成分までは業務仕様書の中にうたわれておりませんでした。今になって思えば、設計コンサルのほうから、そういう塗装の塗りかえについては、こういう配慮が要りますよということが提案があってもよかったのかなということは思い返すわけでございますけども、コンサルに非があったというところまでは思っておりません。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。古い橋が塗り替えられてきれいになって、住民の皆さんも喜ばれる、こういう工事に反対するものでは全くありません。しかしながら質疑でも指摘をいたしましたように、国や県の通達についての位置付けが極めて弱い。もしこれをこのままにしておくと、この北広島町での仕事が大きな間違いを犯す心配があります。重要な通達等についても、誰が管理するのか、担当課と言いましたけども、担当課にまたがるような通達の扱いについて答弁がありませんでした。また、この工事自体、また通達の扱いについて、町長にもっと真剣に受けとめるべきじゃないかと言いましたが、結局調査するというので、反省の弁は述べられませんでした。こういうことを見逃しては、北広島町が本当に適正な安全な仕事ができるかどうか。払拭し、その心配がありますので、やむを得ず、この契約に反対せざるを得ません。議員の皆さんのご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第50号、工事請負契約の変更についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第50号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで令和元年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 23分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~